

【会社法制分野】

◆最優秀

「信託受託者としての信託銀行は契約以上の注意義務を負うか？」

杉村 健太（東京大学大学院法学政治学研究科
総合法政専攻博士課程）

本論稿の目的は、信託受託者としての信託銀行は契約以上の注意義務を負うかどうかを分析することである。

一般に、信託受託者が契約通りに義務を履行すべきことは当然である。しかし、信託銀行が信託の受託者として契約以上の注意義務を期待される場面がしばしばみられる。そして、本論稿で取り扱われた2つの裁判例（東京高判平成30年2月8日金判1540号32頁及び大阪高判平成17年3月30日金判1215号12頁）の分析で見られるように、受託者としての信託銀行が契約以上の注意義務を負うかどうかは、主張が対立しており、必ずしも明らかとは言えない状況である。

この状況について、本論稿のテーマに近い問い立てをする先行研究も存在するものの、その検討は表面的なものにとどまっているように思われる。本論稿では、この問題は信託概念の捉え方の問題として分析すべきものであるとの観点から、信託は契約と異なるものか、あるいは同一視されるものかという点が議論されたLangbein-Frankel論争と、アメリカにおけるその後の議論の展開を分析することを通して、①契約と信託を区別する信認関係とは具体的にどのようなものであるのか、②信託の特徴や機能には濃淡があるというのは具体的にどういうことなのか、③「信託は契約である」としたLangbeinの主張はもはや採用し得ない主張なのかという3つの疑問を提示する。

次に、この3つの疑問に答えるべく、信認関係をめぐるLangbeinとFrankel以外の論者との比較分析を行った。そして、①信認関係は、信託の倫理的要素については異論があり、受託者の裁量権の存在自体をその特徴とするのはFrankel理論の特色だとしても、裁量権の濫用リスクおよびその抑制の必要性の存在を特徴にすることについてはおおむね見解が一致しており、信託と契約を区別するためのメルクマールであると定義できること、②信託の特徴や機能には濃淡があるというのは、信託の受託者において付与される裁量権に大小が存在するという意味であること、③裁量権の大小を前提とすれば、Langbeinが当初の自身の説を改める必要はなく、裁量性の小さい、信託的性質の低い信託取引を契約のように形式的に解釈するものとして理解すれば足りるものであることを指摘した。

これらの分析を踏まえて、信託は契約とは異なるとするFrankelのような立場の論者が、

受託者の広範な裁量権を信託と契約を区別するための論拠としていることから、Frankelらの想定する裁量権の大きい信託的な信託（信託的性質の高い信託）が存在するのであれば、Frankelの立場からすると信託的ではない信託（信託的性質の低い信託）というものが存在したとしても不自然ではないことを示した。

これらを理論的前提として、日本の信託銀行における受託者としての裁量権の大小を検討した。そして、本論稿で取り扱った2つの裁判例を念頭において年金運用の場面を分析することを通して、信託受託者としての信託銀行の裁量権は小さいものだと思われる可能性を示した。

加えて、仮にそうであれば、信託銀行の信託業務の範囲は特定しうるものとなっているのであり、信託銀行が契約を形式的に解釈し、その特定された信託業務の範囲で責任を負うということを前提とするのには合理的な理由があることを指摘した。

以上より、本論稿で取り扱った2つの裁判例を前提とした場合に、信託銀行の裁量権は小さいのだとすると、その信託業務の範囲は特定されうるものであり、信託銀行はその特定された信託業務の範囲でのみ責任を負うことになると考えられるので、信託銀行は契約以上の注意義務を負わないということが示した。